

広島市請負工事監督要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保及び工事施行過程における不正防止や安全管理徹底を図るため、広島市請負工事等監督・調査規程（昭和35年広島市訓令第41号。以下「監督規程」という。）第17条に基づき、監督に必要な事項を定めるものとする。

(監督員)

第2条 監督規程第2条に定める監督員については、次のとおりとする。

- (1) 工事の請負契約ごとに、監督員を置くものとし、工事担当課長が所属の職員のうちから指名するものとする。ただし、監督の職務と検査の職務の兼職禁止規定（広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第33条）に抵触してはならない。
 - (2) 工事担当課長は、1工事について2人以上の監督員を指名したときは、それぞれの監督員の有する権限を明らかにしなければならない。
 - (3) 監督員の指名は、監督員選定書により行うものとする。
 - (4) 監督員を変更するときは、監督員変更選定書により行うものとする。
- 2 監督員に関する受注者に対する通知については、次のとおり行うものとする。
- (1) 監督員（権限分担・権限委任）通知書により行うものとする。
 - (2) 既に受注者に通知した監督員に変更があった場合は、その該当監督員のみについて監督員（権限分担・権限委任）変更通知書により行うものとする。

(検査の立会い)

第3条 1件の工事について2人以上の監督員を指名した場合、検査員が行う検査には主任監督員が立ち会わなければならない。

(監督に関する図書)

第4条 監督規程第4条に規定する監督に関する図書は次に掲げる図書を参考とし、主任監督員（主任監督員が指名されていない場合には、監督員とする。以下同じ。）は、これらを整備して監督の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 契約に関する図書
契約書、設計書、仕様書、図面、工事に関する説明書及びこれに対する回答書
- (2) 工事の実施状況を記載した図書
施工計画書、工程表（計画、実施）、工事週報、工事履行報告書
- (3) 契約の履行に関する協議事項を記載した図書

工事打合せ簿

(4) 検査又は試験について記載した図書

工事材料検査・確認請求書、既済部分検査請求書、検査通知書、工事検査調書

(5) その他監督に関して必要な図書

監督員選定書、監督員（権限分担・権限委任）通知書、工事着手届、現場代理人・主任（監理）技術者届、誓約書、下請業者通知書、建設工事請負契約の請負代金額変更の協議開始日について（通知）、建設工事請負契約の工期変更の協議開始日について（通知）、支給品・貸与品に関する書類、工事完成通知書、引渡書等

（支給材料の使用状況の記録）

第5条 監督規程第5条に規定する支給材料の記録については、支給品引渡し書により引渡し時の記録を行い、使用状況の記録については、支給品使用状況報告書により行うものとする。

（工事中材料の検査状況の記録）

第6条 監督規程第6条に規定する工事中材料の検査の記録については、工事材料検査・確認請求書により行うものとする。

（工事担当課長に対する報告等）

第7条 主任監督員は、工事担当課長への報告等は書面により行うこととする。緊急な場合等で、口頭により工事担当課長に報告した場合、報告内容を速やかに書面化するものとする。

（緊急の場合の措置）

第8条 監督規程第12条中「施行上、受注者に臨機の措置をとらせる必要があると認めるとき」とあるのは、受注者が臨機の措置をとる必要があるのにそれに気づかないとき又は受注者の判断に誤りがあって措置をとらないときとする。

（監督の留意事項）

第9条 主任監督員は、現場状況及び法令、規則、建設工事請負契約書、広島市請負工事契約約款並びに設計書、図面及び仕様書その他関係書類を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝えるとともに、厳正、公平、かつ能率的に監督職務を遂行するものとする。また、以下の留意事項について適切に対応するものとする。

- (1) 別表に定める重点監督が必要な工事については、検査(確認を含む。)の頻度を増やすこと。
- (2) 現場技術者の適切な配置の把握及び不相当と認めた場合の措置

- (3) 施工体制台帳、施工体系図の整備状況及び一括下請けの把握及び不相当と認められた場合の措置
- (4) 事故等が発生した場合の措置
災害、事故等が発生した場合における初動の対応フロー、建設工事事務報告対応フローによる。
- (5) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置
建設工事における暴力団等による不当介入対応マニュアルによる。
- (6) 工事現場において不審物を発見した場合の措置
建設工事における「不審物」発見時の対応マニュアルによる。
- (7) 地元住民等からの苦情・要望等に対する措置
- (8) 関係機関との協議・調整等の措置
- (9) 工事中公衆に及ぼす災害及び工事関係者の受ける災害を未然に防止するため、安全対策に万全を期すよう受注者へ指導すること。
- (10) 施工方法、材料の変更などの項目について、協議、指示等の工事打合簿でのやりとりがないまま施工されることのないよう、受注者を指導すること。
(監督の技術的基準)

第10条 工事監督を行うために必要な技術基準は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年8月1日から施行する。